

## 別紙第 2

# 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

### 2 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

### 3 期末・勤勉手当について

(1) 平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.775月分（特別管理職員にあっては、0.975月分）とすること。

(2) 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特別管理職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

(3) 任期付研究員及び特定任期付職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

### 4 実施時期について

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、3の(2)については平成20年4月1日から実施すること。